

# 安全報告書



2007



多摩モノレール

多摩都市モノレール株式会社

Tokyo Tama Intercity Monorail Co.,Ltd.

---

# 安全報告書

---

## 目次

1	「安全報告書」の発行にあたって～お客様をはじめ地域の皆様へ～ -----	1
2	安全に関する基本的な方針 -----	2
3	事故等の発生状況と再発防止措置 -----	3
4	輸送の安全確保のための取組 -----	5
5	安全管理体制 -----	14
6	ご連絡先 -----	15

---

# 1 「安全報告書」の発行にあたって ～お客様をはじめ地域の皆様へ～

日頃より、多摩都市モノレールをご利用いただき、誠にありがとうございます。また、当社のモノレール事業に対しまして、ご理解とご支援をいただき感謝いたします。

当社は、多摩地域を南北に結ぶ地域の公共交通機関として、平成18年度には一日当たり約11万人、一年間で約4000万人の方々に利用していただきました。

輸送事業に携わる者は、お客様を目的地まで安全に輸送するという社会的責任を負っております。当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態をまとめたもので、ご利用のお客様や沿線の皆様に広くご理解いただくために作成しました。

皆さまの声を今後の安全輸送に役立ててまいりたいと考えておりますので、率直なご意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

多摩都市モノレール株式会社

代表取締役社長 岩永 勉

## 2 安全に関する基本的な方針

### (1) 安全行動規範

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。安全に関する基本的な方針として、社長以下全社員の行動規範を次のように掲げ、周知・徹底しております。

安全の確保は輸送の生命である。

法令及び規程の遵守は安全の基礎である。

執務の厳正は安全の要件である。

業務に当たっては、関係者との連絡を緊密にし、打ち合わせを正確にし、かつ相互に協力をしなければならない。

事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。

情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。

常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

### (2) 安全方針と重点目標

安全行動規範をより社員の身近なものとし、その趣旨を一層徹底させるため、安全方針と重点目標を次のとおり定めております。

#### ・安全方針

多摩都市モノレールは、以下の方針により、安全・正確・快適な輸送サービスを提供し、地域の発展に貢献する。

- 一 安全は、すべてに優先する。
- 二 法令・規則を遵守する。
- 三 情報は、漏れなく迅速、正確に伝える。
- 四 常に問題意識を持ち、改善に努める。

#### ・重点目標

ヒューマンエラーによる事故をゼロとする。

## 3 事故等の発生状況と再発防止措置

### (1) 運転事故

多摩都市モノレールでは平成10年11月の開業以来、死傷事故等に関わる重大事故の発生はございません。

### (2) 輸送障害(30分以上の遅延や運休)

平成18年度の輸送障害は、1件発生しました。

7月15日午後1時過ぎ、落雷の影響で架線停電が発生し、列車が高松～立川北間に停止しました。

これにより、約3時間、列車の運転を一部休止しました。

なお、過去5年間の輸送障害件数の推移については、以下のとおりです。

年度 内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
自然災害	1	0	0	1	1
設備障害	1	0	0	2	0
事故	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0

### (3) インシデント(事故の兆候)

多摩都市モノレールでは平成10年11月の開業以来、国土交通省へのインシデント報告はありません。

### (4) 行政指導等

平成18年3月に実施された国土交通省の保安監査において、以下の勧告がありました。

「車両の検査及び軌道の検査について、各整備心得に記載された事項と実際の検査について一部異なる事実が確認されたので、規程に従って確実に実施できる体制を整え、遵守すること。車両又は施設の検査・整備等が規定等に

従って適正に実施されているか総点検を実施し徹底を図ること。」

これらについては、規程類の見直し・検査の再確認等を実施し、全て改善を図りました。

## 4 輸送の安全確保のための取組

### (1) 安全最優先の原則の周知徹底

#### ・安全方針の職場掲示

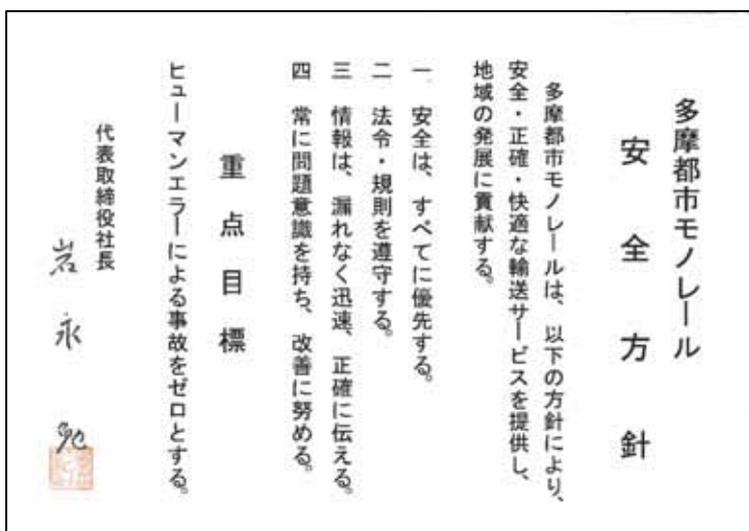
安全管理規程に定めた方針の徹底と運用の適正を図るため、社内に安全管理委員会を設置しました。また、「多摩都市モノレール安全方針」を全職場に掲示し、社員全員へ周知を図っています。

#### ・経営層による職場巡視

社長や安全統括管理者など役員が定期的に現場実施部門を巡視し、各職場の社員等との意見交換を通じて、安全の管理状況を確認しています。



安全管理委員長による職場巡視



各職場に掲示した「安全方針」

## (2) 社員への安全教育

当社では、輸送の安全の確保やお客さまへのサービス向上を目的として、様々な研修を実施しています。

### ・乗務員教育

運転士の養成は、「動力車操縦者運転免許に関する省令」に基づき国土交通大臣の指定を受けた大手社局の指定養成所に養成を依頼し、学科および技能について約8ヶ月間にわたる専門教育を受け、甲種電気車の免許を取得させています。また、フォローアップ教育として免許取得後3年未満の者に対し定期的に教育を実施しています。

その他、全乗務員に対し、月例教育および点呼時教育等定期的に実施しております。

### ・サービス介助士資格取得

当社では質の高い接客サービスを提供し、お年寄りや体の不自由なお客さまも安心してご利用いただけるよう「サービス介助士」の資格取得に取り組んでいます。平成18年度までに駅の管理者を中心として21名が資格を取得しており、今後も継続的に資格を取得していく予定です。

### ・救命講習の実施

救命講習については、立川消防署の指導、協力を仰ぎ、社員全員が受講しています。また、平成18年7月にAED（自動体外式除細動器）を4駅（多摩センター・高幡不動・立川北・玉川上水）に設置したことに伴い、AED機器の取扱いを含めた救命講習を実施しています。



### **(3) 緊急時対応訓練**

毎年1回、運転事故・自然災害等を想定して訓練を実施しております。

平成18年度は、列車が駅間に緊急停止した場合を想定し、速やかにお客様を救出する訓練を実施しました。

#### **〔横取装置による救出訓練〕**



・平成17年度には、立川消防署と合同で、はしご車による救出訓練を実施しました。

#### **〔はしご車による救出訓練〕**



#### (4) 鉄道テロ対策

多摩都市モノレールでは、様々な鉄道テロ対策に取り組んでいます。

- ・不審物の発見等に関するご協力のお願い放送等  
駅構内や列車内において、不審物の発見等に関するご協力をお願いする  
掲示や放送などを行っています。



## ・監視カメラ

各駅の主要箇所には、カメラを設置し（19駅289箇所）随時有人駅及び無人駅のお客様にも安心してご利用いただけるように監視しております。なお、映像の一部は録画できるようになっており、万が一、犯罪等が発生した場合、状況の確認ができるようになっています。



## ・「警戒」腕章を着用しての巡回

「警戒」と記した腕章を着用し、警戒態勢を敷いていることが見える形で巡回警備を行っています。



## (5) 防災対策

### ・地震対策

多摩都市モノレールでは地震計を設置しており、地震が発生した場合には指令管理所で震度が直ちに把握できるシステムになっています。これにより下記の規定値を超える強い地震が発生した場合には、直ちに走行中の列車を停止させることができます。

震度 4	25 km/h 以下で注意運転をします。
震度 5 弱以上	車両や線路の安全確認が終了するまで運転を中止します。

### ・強風対策

沿線 2ヶ所に風速計を設けて、常に風速の監視を行っています。規定値を超える強風が発生した場合には運転を規制することで安全の確保に努めています。

毎秒 20 m 以上	状況により運転を一時見合わせます。
毎秒 25 m 以上	直ちに運転を中止します。

## (6) 安全のための設備

### ・可動式安全柵

お客様の転落事故を防止するため、当社開業時より可動式安全柵を設置しています。可動式安全柵は、列車の扉との連動開閉式で、柵の可動動力は、モーターで行っております。また、いたずらによる開閉動作及び故障時の警報等を 1カ所（運輸指令）に集中するとともに、テレビモニターによる確認も可能となっております。なお、車椅子やベビーカーをご利用のお客様が乗り降りしやすいよう、列車とホーム間にスロープを設置（固定式）しております。



可動式安全柵



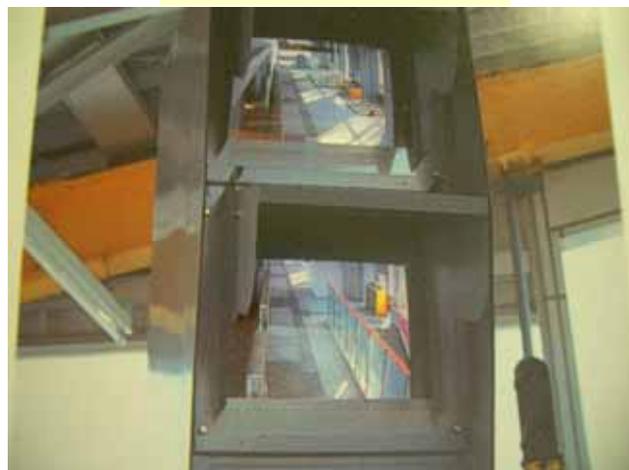
スロープ付乗降口  
(各ホーム2箇所に設置)



ホーム監視カメラ



ホーム監視モニター



## ・ A T C、 A T O 装置

多摩都市モノレールでは、開業時より、列車の安全運行の基本となる、A T C 装置を設置し、さらに安全性向上のため A T O 装置も導入しており、安全の確保に万全を期しております。

### A T C 装置（自動列車制御装置）

前方の列車との間隔に応じた制限速度や、あらかじめ定められた速度に応じた速度信号を地上側から与え車上装置で受信し、制限速度を超えた場合に自動的にブレーキがかかり、制限速度以下に列車を制御する装置です。

### A T O 装置（自動列車運転装置）

駅間の自動運転を行う装置で、駅出発の加速制御、駅間での一定速度制御、駅所定位置へ自動的に減速・停止する駅停止制御を行います。

また、車上と地上側との情報伝送・データ通信を行い、可動式安全柵の連動制御も行います。

## ・ A E D（自動体外式除細動器）の設置

A E D は、従来は医師や救急救命士のみには使用が認められていましたが、現場に居合わせた一般の方にも使用が認められるようになりました。多摩都市モノレールでは、お客様により安心してご利用いただくため、平成 18 年 7 月、4 駅（多摩センター・高幡不動・立川北・玉川上水）に A E D を設置しました。

### A E D（自動体外式除細動器）



## ～ご利用のお客様へのお願い～

安全にモノレールをご利用いただくために、是非ご協力をお願い致します。

### 駆け込み乗車はご遠慮下さい。



発車間際の駆け込み乗車は、大変危険です。ドアが閉まりかけたときは、無理をせず、次の電車をお待ち下さい。

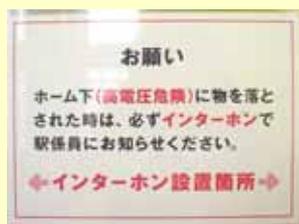
### 非常停止押しボタン及びインターホンについて



電車を緊急停止させる必要が生じたときは、非常停止押しボタンを押して下さい。

ご利用のお客様は、インターホンでお尋ね下さい。また、急病人及び不審物発見時等においても、係員に通報、連絡して下さい。

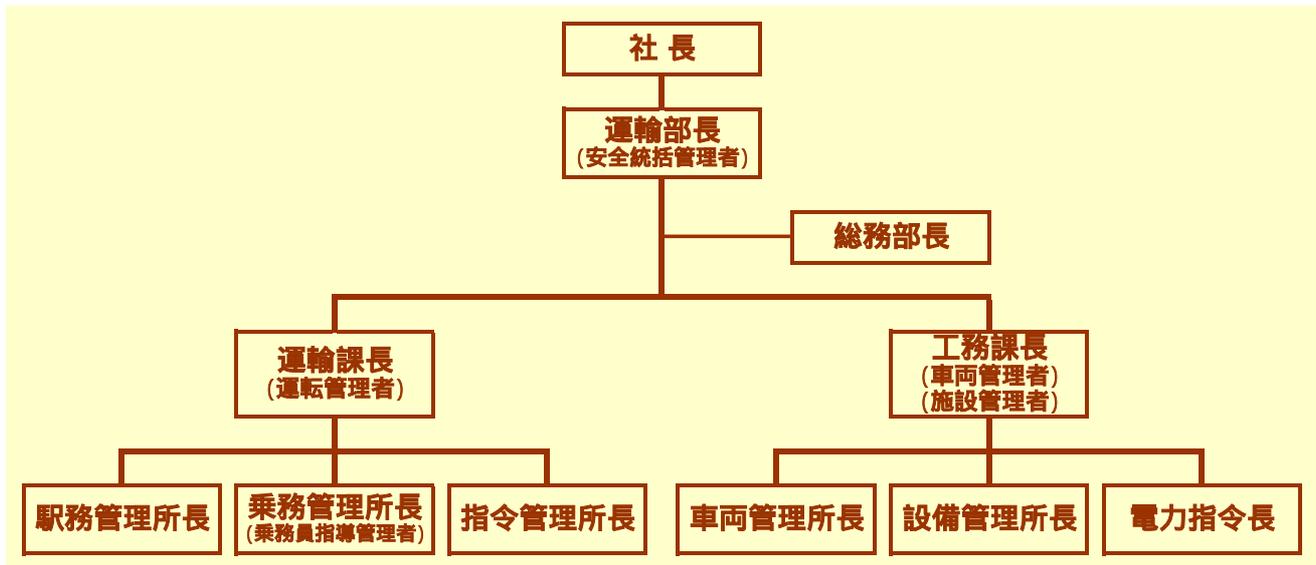
### ホーム下は高電圧で非常に危険です。



ホーム下には、高電圧の電車線が設備されています。感電のおそれがありますので、絶対にホーム下には降りないようお願い致します。

## 5 安全管理体制

平成18年10月に安全管理規程を制定し、社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にした上で、それぞれ安全確保のための役割を担っております。



役 職	役 割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
運輸部長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運輸課長 (運転管理者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
乗務管理所長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
工務課長 (施設管理者)	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設に関する事項を統括する。
工務課長 (車両管理者)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務に関する事項を統括する。

## 6 ご連絡先

安全報告書のご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せ下さい。

### 総務部総務課

当社のホームページからも受け付けております。

TEL.042-526-7800 FAX.042-526-7857

受付時間 月～金 9:00～17:45（年末年始、祝日を除く）

メールでのご意見・ご要望

<http://www.tama-monorail.co.jp/> 多摩都市モノレールホームページ